

所管部課名	企画政策部 地域政策課		担当者	長沼 祐二				
事業費名称	ゴールド集落活性化事業費							
根拠法令	薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和3年度 予算額	1,108 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,108 千円	その他 千円	その他の内容			
令和2年度 予算額	1,842 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,842 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	ゴールド集落等の活性化や課題解決のための事業の数		160		令和8年度			
成果指標②	ゴールド集落に居住する住民の参加数		1,280		令和8年度			
補助対象者	自治会（ゴールド集落のうち、高齢化率が60%以上の自治会）							
補助対象経費	自治会活動に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	自治会活動全般							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	高齢化率に応じた基本額+（自治会加入世帯×1,000円） （高齢化率）（基本額） 60%以上70%未満:20,000円 70%以上80%未満:30,000円 80%以上90%未満:40,000円 90%以上 :50,000円 ※自治会加入世帯数は、毎年4月1日現在における当該自治会の加入世帯数。							
上記項目の 積算方法								
補助を 受ける 事業の 決算（団 体）等 の 状況	収入	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
		自己資金	0		0		0	
		会費収入						
		事業収入						
		寄付金・その他助成						
		市補助金						
		（前年度繰越金）						
	計	0		0		0		
	支出	事業費						
		人件費						
		その他事務費						
（翌年度繰越金）								
計		0		0		0		
支出計/前年度支出計								
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金								
交付件数		59		65		62		
成果指標の推移①		207		162		182		
成果指標の推移②		1,656		1,215		1,365		
特記すべき事項等	【前回評価】見直しの上で継続：補助内容の改善 【前回評価への回答】条例改正を行い、年齢の引き上げを行った。また、ゴールド集落支援職員の育成も行い、地域活性化へ繋がるように積極的に支援し、今後も継続する。 【事業のPR方法】広報紙、自治会運営説明会 【費用対効果】①ゴールド集落が活性することにより、維持及び活動の活性化へ繋がる。 ②自治会再編を推進し、組織強化を行い、自立を加速させる。 【補助事業以外の事業】自治会活動 【その他】ゴールド集落活性化条例は、令和5年3月31日に失効し、見直しを検討する。							

別紙参照

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	高齢化率が高くなり、生活環境の整備など集落機能を維持するための人材や活動資金にも苦慮している。補助金の活用によりゴールド集落の活性化及び維持に繋がっている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域的ハンディの克服の観点から、行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	ゴールド集落の活性化と市民の活動の底上げになっている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	行政以外の支援は期待できない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	活動資金が不足するゴールド集落においては、補助金の交付が最も妥当な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付規則に明記されている。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 令和元年度に条例の一部改正（年齢引き上げ）を行った。しかし、周辺地域の過疎・高齢化が進む状況では、継続して支援する必要があるが、対象自治会が年々増加しており、継続しての補助金内容の見直しが必要である。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 令和3年度に対象自治会等にアンケートを実施し、現行制度の在り方について、意見の確認を行い、見直しを検討する。 また、過疎・高齢化が進む自治会に対し、自治会再編を推進しながら、支援を行う。再編により、組織強化を行い、自立していくことにより、対象自治会の減少を図る。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

令和２年度ゴールド集落重点支援地区補助金

N0.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	経過措置	決定額
1	太平橋三丁目	川内				23,000	23,000
2	楠元下	平佐東				26,000	26,000
3	永野段	隈之城				13,500	13,500
4	高牧	永利	7	7,000	20,000		27,000
5	砂岳	水引				21,000	21,000
6	湯ノ浦上	水引				21,500	21,500
7	東手	水引				21,500	21,500
8	東上手	水引				18,500	18,500
9	川底中	水引				25,000	25,000
10	水引東団地	水引	17	17,000	20,000		37,000
11	草道上	水引				39,500	39,500
12	瀬戸地	峰山				16,500	16,500
13	久見崎南（小田分）	滄浪				28,500	28,500
14	十原	寄田				28,000	28,000
15	天神	寄田	13	13,000	30,000		43,000
16	上野	寄田	11	11,000	30,000		41,000
17	役田	八幡				26,500	26,500
18	西川内	八幡				26,000	26,000
19	上大迫	陽成	15	15,000	30,000		45,000
20	都合	陽成				17,000	17,000
21	松岡	陽成				19,500	19,500
22	長野	吉川				22,500	22,500
23	宇都川路	吉川				18,500	18,500
24	湯之元	湯田	26	26,000	20,000		46,000
25	内門	湯田				27,500	27,500
26	浦小路	西方				30,000	30,000
27	上藤本	藤本				23,500	23,500
28	菖蒲ヶ段	藤本	16	16,000	20,000		36,000
29	岩下	藤本				12,500	12,500
30	下牛鼻	藤本	10	10,000	40,000		50,000
31	上牛鼻	野下	6	6,000	30,000		36,000
32	上野下	野下	15	15,000	20,000		35,000
33	城後	市比野				15,500	15,500
34	笹原	市比野				20,500	20,500
35	平田	樋脇	6	6,000	40,000		46,000
36	上之原	樋脇				26,500	26,500
37	下村	樋脇	6	6,000	40,000		46,000

令和２年度ゴールド集落重点支援地区補助金

N0.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	経過措置	決定額
38	子田形	樋脇				17,000	17,000
39	笹ヶ迫	樋脇				19,000	19,000
40	木下	倉野				25,500	25,500
41	立石	副田				13,500	13,500
42	水戸	八重	14	14,000	40,000		54,000
43	赤仁田	八重				19,500	19,500
44	向江原	南瀬				21,500	21,500
45	山ノ口	南瀬				18,500	18,500
46	笹野	南瀬				19,000	19,000
47	鳥丸上	鳥丸	15	15,000	20,000		35,000
48	原	藤川				19,000	19,000
49	堀	藤川	27	27,000	20,000		47,000
50	大久保	藤川	22	22,000	40,000		62,000
51	本俣	藤川	20	20,000	30,000		50,000
52	矢立	黒木	7	7,000	20,000		27,000
53	中	黒木				28,500	28,500
54	小牧	黒木				24,500	24,500
55	滝聞	上手				32,500	32,500
56	上甕町江石	上甕				44,000	44,000
57	桑之浦	上甕				28,500	28,500
58	岡	子岳				37,000	37,000
59	上	西山	34	34,000	20,000		54,000
60	下	西山				32,500	32,500
61	内川内	内川内	22	22,000	20,000		42,000
62	瀬尾	青瀬				14,500	14,500
合 計							1,842,000

令和元年度ゴールド集落重点支援地区補助金

NO.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	決定額
1	太平橋三丁目	川内	16	16,000	30,000	46,000
2	楠元下	平佐東	32	32,000	20,000	52,000
3	永野段	隈之城	7	7,000	20,000	27,000
4	高牧	永利	7	7,000	20,000	27,000
5	砂岳	水引	12	12,000	30,000	42,000
6	湯ノ浦上	水引	23	23,000	20,000	43,000
7	東手	水引	23	23,000	20,000	43,000
8	東上手	水引	17	17,000	20,000	37,000
9	川底中	水引	30	30,000	20,000	50,000
10	水引東団地	水引	17	17,000	40,000	57,000
11	草道上	水引	59	59,000	20,000	79,000
12	瀬戸地	峰山	13	13,000	20,000	33,000
13	久見崎南（小田）	滄浪	27	27,000	30,000	57,000
14	十原	寄田	26	26,000	30,000	56,000
15	天神	寄田	13	13,000	30,000	43,000
16	上野	寄田	11	11,000	40,000	51,000
17	役田	八幡	33	33,000	20,000	53,000
18	西川内	八幡	22	22,000	30,000	52,000
19	上大迫	陽成	16	16,000	30,000	46,000
20	都合	陽成	14	14,000	20,000	34,000
21	松岡	陽成	19	19,000	20,000	39,000
22	長野	吉川	15	15,000	30,000	45,000
23	宇都川路	吉川	17	17,000	20,000	37,000
24	湯之元	湯田	31	31,000	20,000	51,000
25	内門	湯田	35	35,000	20,000	55,000
26	浦小路	西方	40	40,000	20,000	60,000
27	上藤本	藤本	27	27,000	20,000	47,000
28	菖蒲ヶ段	藤本	16	16,000	30,000	46,000
29	下牛鼻	藤本	10	10,000	50,000	60,000
30	岩下	藤本	5	5,000	20,000	25,000
31	上牛鼻	野下	6	6,000	30,000	36,000
32	上野下	野下	17	17,000	40,000	57,000
33	城後	市比野	11	11,000	20,000	31,000
34	笹原	市比野	21	21,000	20,000	41,000
35	平田	樋脇	6	6,000	40,000	46,000
36	上之原	樋脇	33	33,000	20,000	53,000
37	下村	樋脇	6	6,000	50,000	56,000

令和元年度ゴールド集落重点支援地区補助金

N0.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	決定額
38	子田形	樋脇	14	14,000	20,000	34,000
39	笹ヶ迫	樋脇	18	18,000	20,000	38,000
40	木下	倉野	21	21,000	30,000	51,000
41	立石	副田	7	7,000	20,000	27,000
42	日の出	朝陽	6	6,000	20,000	26,000
43	中山	大馬越	4	4,000	30,000	34,000
44	水戸	八重	14	14,000	50,000	64,000
45	赤仁田	八重	9	9,000	30,000	39,000
46	向江原	南瀬	23	23,000	20,000	43,000
47	山ノ口	南瀬	17	17,000	20,000	37,000
48	笹野	南瀬	18	18,000	20,000	38,000
49	鳥丸上	鳥丸	16	16,000	20,000	36,000
50	原	藤川	18	18,000	20,000	38,000
51	堀	藤川	29	29,000	20,000	49,000
52	大久保	藤川	24	24,000	40,000	64,000
53	本俣	藤川	20	20,000	40,000	60,000
54	矢立	黒木	8	8,000	40,000	48,000
55	中	黒木	27	27,000	30,000	57,000
56	小牧	黒木	29	29,000	20,000	49,000
57	滝間	上手	45	45,000	20,000	65,000
58	上甕町江石	上甕	68	68,000	20,000	88,000
59	桑之浦	上甕	27	27,000	30,000	57,000
60	岡	子岳	54	54,000	20,000	74,000
61	上	西山	34	34,000	40,000	74,000
62	下	西山	45	45,000	20,000	65,000
63	前迫	内川内	22	22,000	30,000	52,000
64	後迫	内川内		0	40,000	40,000
65	瀬尾	青瀬	9	9,000	20,000	29,000
合 計						3,089,000

平成30年度ゴールド集落重点支援地区補助金

NO.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	決定額
1	太平橋三丁目	川内	16	16,000	30,000	46,000
2	楠元下	平佐東	32	32,000	20,000	52,000
3	永野段	隈之城	7	7,000	20,000	27,000
4	高牧	永利	7	7,000	20,000	27,000
5	砂岳	水引	12	12,000	30,000	42,000
6	川底中	水引	28	28,000	20,000	48,000
7	水引東団地	水引	19	19,000	30,000	49,000
8	瀬戸地	峰山	14	14,000	20,000	34,000
9	小田	滄浪	27	27,000	20,000	47,000
10	十原	寄田	27	27,000	20,000	47,000
11	天神	寄田	14	14,000	20,000	34,000
12	上野	寄田	11	11,000	40,000	51,000
13	役田	八幡	36	36,000	20,000	56,000
14	西川内	八幡	22	22,000	20,000	42,000
15	小川	城上	17	17,000	20,000	37,000
16	上大迫	陽成	16	16,000	30,000	46,000
17	都合	陽成	14	14,000	30,000	44,000
18	松岡	陽成	19	19,000	20,000	39,000
19	長野	吉川	15	15,000	20,000	35,000
20	宇都川路	吉川	17	17,000	30,000	47,000
21	下之段	吉川	28	28,000	20,000	48,000
22	湯之元	湯田	32	32,000	20,000	52,000
23	内門	湯田	36	36,000	20,000	56,000
24	浦小路	西方	42	42,000	20,000	62,000
25	菖蒲ヶ段	藤本	16	16,000	20,000	36,000
26	下牛鼻	藤本	11	11,000	50,000	61,000
27	岩下	藤本	5	5,000	20,000	25,000
28	上牛鼻	野下	6	6,000	30,000	36,000
29	上野下	野下	17	17,000	40,000	57,000
30	城後	市比野	11	11,000	20,000	31,000
31	笹原	市比野	21	21,000	20,000	41,000
32	平田	樋脇	6	6,000	50,000	56,000
33	上之原	樋脇	34	34,000	20,000	54,000
34	下村	樋脇	6	6,000	50,000	56,000
35	子田形	樋脇	13	13,000	20,000	33,000
36	笹ヶ迫	樋脇	19	19,000	20,000	39,000
37	木下	倉野	23	23,000	20,000	43,000

平成30年度ゴールド集落重点支援地区補助金

N0.	自治会名	地区コミ名	世帯数	世帯割数	基本額	決定額
38	日の出	朝陽	6	6,000	20,000	26,000
39	中山	大馬越	4	4,000	20,000	24,000
40	水戸	八重	14	14,000	40,000	54,000
41	赤仁田	八重	9	9,000	20,000	29,000
42	向江原	南瀬	21	21,000	20,000	41,000
43	山ノ口	南瀬	17	17,000	20,000	37,000
44	笹野	南瀬	19	19,000	20,000	39,000
45	鳥丸上	鳥丸	17	17,000	20,000	37,000
46	堀	藤川	29	29,000	20,000	49,000
47	大久保	藤川	25	25,000	40,000	65,000
48	本俣	藤川	21	21,000	30,000	51,000
49	矢立	黒木	8	8,000	30,000	38,000
50	中	黒木	27	27,000	30,000	57,000
51	滝間	上手	45	45,000	20,000	65,000
52	上甕町江石	上甕	70	70,000	20,000	90,000
53	桑之浦	上甕	27	27,000	30,000	57,000
54	岡	子岳	58	58,000	20,000	78,000
55	上	西山	31	31,000	40,000	71,000
56	下	西山	45	45,000	20,000	65,000
57	前迫	内川内	15	15,000	20,000	35,000
58	後迫	内川内	14	14,000	50,000	64,000
59	瀬尾	青瀬	9	9,000	20,000	29,000
合 計						2,737,000

○薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則

平成 22 年 3 月 31 日

規則第 18 号

改正 平成 22 年 4 月 30 日規則第 27 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 22 号

平成 24 年 2 月 1 日規則第 1 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号

平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号

平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号

平成 31 年 2 月 1 日規則第 1 号

令和 2 年 3 月 27 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成 22 年薩摩川内市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づき、並びに薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「基本条例」という。）を実施するため、ゴールド集落活性化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地区コミュニティ協議会 市内の各地区に存する自治会や各種団体をもって組織するコミュニティ協議会で、市長が適当と認めたものをいう。

(2) 自治会 市長が地域住民による自治組織として適当と認めたものをいう。

(3) 特定非営利活動法人等 市内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又はボランティア団体で、その構成員が 5 人以上の市民活動団体をいう。

(補助金の種類及び補助対象団体)

第 3 条 補助金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に掲げるものを補助対象団体とする。

補助金の種類	補助対象団体
ゴールド集落重点支援地区補助金	自治会
ゴールド集落自主活動支援補助金	自治会
ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金	地区コミュニティ協議会
ゴールド集落支援市民活動補助金	特定非営利活動法人等

（ゴールド集落重点支援地区補助金）

第4条 市長は、条例第2条第1号のゴールド集落のうち、毎年度、当該年度の初日の属する年の1月1日（以下「基準日」という。）現在における高齢化率が60パーセント以上の自治会を重点支援地区に指定し、ゴールド集落重点支援地区補助金（以下「重点支援地区補助金」という。）を交付する。

2 重点支援地区補助金の額は、前項の高齢化率に応じて下表に定める基本額に、毎年4月1日現在において当該自治会に加入する世帯数に1,000円を乗じた額を合算した額とする。

重点支援地区の高齢化率	基本額
60パーセント以上70パーセント未満	20,000円
70パーセント以上80パーセント未満	30,000円
80パーセント以上90パーセント未満	40,000円
90パーセント以上	50,000円

3 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の重点支援地区補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

（ゴールド集落自主活動支援補助金）

第5条 ゴールド集落又は条例第2条第2号の特例ゴールド集落のうち、条例第5条の計画を定め、自主的に地域活性化に取り組むことを申し出た自治会に対し、ゴールド集落自主活動支援補助金（以下「自主活動支援補助金」という。）を交付する。

2 自主活動支援補助金の補助対象経費は、当該自治会が地域活性化に取り組むために直接必要となる経費とする。ただし、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）等当該自治会の管理運営費は除くものとする。

3 ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、12万円を限度とする。ただし、前項の補助対象経費の総額が、5万円未満であるときは、その全額を補助するもの

とする。

4 特例ゴールド集落に対して交付する自主活動支援補助金の額は、第2項の補助対象経費の総額の10分の9以内の額とし、10万円を限度とする。

5 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の自主活動支援補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

(ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金)

第6条 ゴールド集落を有する地区コミュニティ協議会で、薩摩川内市自治基本条例（平成20年薩摩川内市条例第41号）第24条第1項の地区振興計画に基づき、当該ゴールド集落の活動を支援することを申し出た地区コミュニティ協議会に対し、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金（以下「地区コミュニティ協議会活動補助金」という。）を交付する。

2 地区コミュニティ協議会活動補助金の額は、当該地区コミュニティ協議会のゴールド集落である自治会の数に50,000円を乗じて得た額とする。

3 地区コミュニティ協議会活動補助金は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費（当該地区コミュニティ協議会のコミュニティセンター等の管理運営費、役員報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）は除く。）に充てなければならない。

4 基準日以後に自治会が合併した場合における当該年度の地区コミュニティ協議会活動補助金については、当該自治会は合併していないものとみなして算出する。

(ゴールド集落支援市民活動補助金)

第7条 ゴールド集落の活性化及び課題解決のため別表に掲げる公共的な支援活動を行う特定非営利活動法人等に対して、ゴールド集落支援市民活動補助金（以下「市民活動補助金」という。）を交付する。ただし、当該特定非営利活動法人等が当該支援活動の実施に対して、国、県、市又はその他の団体から助成等を受けている場合（助成等を受ける予定も含む。）には、市民活動補助金は交付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助の対象としない。

(1) 宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害するおそれのある団体

(2) 地区コミュニティ協議会、自治会などの地縁団体

3 市民活動補助金の補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向け

た公共的な支援活動に直接必要となる経費とする。ただし、当該特定非営利活動法人等の管理運営費、報酬等の人件費（補助対象事業に直接従事する者への賃金を除く。）及び飲食代は除くものとする。

4 市民活動補助金の額は、前項の補助対象経費の総額の4分の3以内とし、その単年度の限度額は24万円とする。

5 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月10日までに、自主活動支援補助金及び市民活動補助金の交付を受けようとする者は毎年5月31日までに当該補助金の交付申請をしなければならない。

2 重点支援地区補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）

（2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 自主活動支援補助金の交付を受けようとする自治会は、ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）

（2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会は、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）

（2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 市民活動補助金の交付を受けようとする特定非営利活動法人等は、ゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第2号）

(2) 当該年度の収支予算（精算）書（様式第3号）

(3) 当該特定非営利活動法人等の構成員名簿（様式第7号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 6 特定非営利活動法人等が前項の申請書を提出する前に申請に係る事業に着手している場合には、申請書に事前着手を必要とした補助事業について記載し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条のゴールド集落重点支援地区補助金交付申請書、ゴールド集落自主活動支援補助金交付申請書、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付申請書又はゴールド集落支援市民活動補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第4条から第7条に定めるところにより、自治会、地区コミュニティ協議会及び特定非営利活動法人等（以下「自治会等」という。）に対するそれぞれの補助金の額を算定し、ゴールド集落重点支援地区補助金交付決定通知書（様式第8号）、ゴールド集落自主活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）、ゴールド集落支援地区コミュニティ協議会活動補助金交付決定通知書（様式第10号）又はゴールド集落支援市民活動補助金交付決定通知書（様式第11号）により、当該自治会等に対し通知する。

- 2 市長は、市民活動補助金の交付を決定しようとするときは、ゴールド集落支援市民活動補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

3 前項の審査委員会について必要な事項は別に定める。

- 4 市長は、前条第6項の承認をしようとするときは、特定非営利活動法人等にその旨を通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付を決定したときは、当該決定に係る通知をもって事前着手の承認の通知をしたものとみなす。

- 5 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を適正に達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

- 6 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、ゴールド集落活性化事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該自治会等に対し通知する。

（交付期限）

第10条 重点支援地区補助金及び地区コミュニティ協議会活動補助金は、当該

年度分を毎年度 6 月 1 5 日までに交付する。

（補助事業の内容変更）

第 1 1 条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするときは、補助金事業計画変更承認申請書（様式第 1 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金変更交付決定通知書（様式第 1 4 号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 2 条 重点支援地区補助金の交付を受けた自治会及び地区コミュニティ協議会活動補助金の交付を受けた地区コミュニティ協議会は、毎年度終了後 3 0 日以内に、当該年度分として交付を受けた補助金の使途について次に掲げる書類で、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等は、補助対象事業完了後 1 5 日以内に、ゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書（様式第 1 5 号）又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書（様式第 1 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1） 当該年度の事業計画（実績）書（様式第 2 号）

（2） 当該年度の収支予算（精算）書（様式第 3 号）

（3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条のゴールド集落自主活動支援補助金実績報告書又はゴールド集落支援市民活動補助金実績報告書を受理したときは、自主活動支援補助金の交付を受けた自治会又は市民活動補助金の交付を受けた特定非営利活動法人等に対し、関係書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容並びにこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知するものとする。

2 前項の通知は、ゴールド集落自主活動支援補助金確定通知書（様式第 1 7 号）又はゴールド集落支援市民活動補助金確定通知書（様式第 1 8 号）（以下これらを「確定通知書」という。）により、これを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第 1 4 条 前条第 2 項の確定通知書を受理した当該自治会又は当該特定非営利活

動法人等は、補助金の交付請求をすることができる。

- 2 前項の交付請求をしようとする当該自治会又は当該特定非営利活動法人等は、市長が別に定める請求書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の前金払又は概算払）

第15条 自主活動支援補助金の交付の決定を受けた自治会及び市民活動補助金の交付の決定を受けた特定非営利活動法人等は、当該補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、補助金前金払（概算払）申請書（様式第19号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金前金払（概算払）申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の前金払又は概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を補助金前金払（概算払）決定通知書（様式第20号）により、当該自治会又は当該特定非営利活動法人等に通知する。

- 3 前条の規定は、補助金の前金払又は概算払する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第15条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の返納）

第16条 市長は、自治会等が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、ゴールド集落等（ゴールド集落及び特例ゴールド集落をいう。以下同じ。）の活性化と課題解決及びゴールド集落等に居住する住民の生活環境の整備促進とする。

（見直しの期間）

第18条 補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

（効果の測定）

第19条 補助金に係る基本条例第4条第2項第1号に定める効果は、ゴールド集落等の活性化や課題解決のための事業の数及び住民の参加数によって測定するものとする。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(自主活動支援補助金に係る交付申請期限の特例)

- 2 平成 22 年度の自主活動支援補助金に係る交付申請期限は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 7 月 10 日までとする。

(令和 2 年度における重点支援地区補助金の特例)

- 3 令和元年度において重点支援地区補助金の交付を受け、かつ、令和 2 年度において重点支援地区の指定を受けなかった自治会については、令和 2 年度に限り、令和元年度に係る重点支援地区補助金の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付する。

(令和 2 年度における地区コミュニティ協議会活動補助金の特例)

- 4 令和元年度においてゴールド集落の要件を満たし、かつ、令和 2 年度において当該要件を満たさなくなった自治会を有する地区コミュニティ協議会については、令和 2 年度に限り、第 6 条第 2 項に規定する地区コミュニティ協議会活動補助金の額に当該自治会の数に 25,000 円を乗じて得た額を加算して交付する。

附 則 (平成 22 年 4 月 30 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 25 日規則第 22 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 24 日規則第 63 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 31 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日規則第 15 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

番号	支援活動の種類
1	地域安全活動（見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等）
2	地域づくりの推進を図る活動（地域行事や都市部との交流事業などのコミュニティ活動の支援等）
3	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（伝統芸能や教育交流事業などの支援等）
4	経済活動の活性化を図る活動（地産地消の推進のための取組の支援、観光資源の創出・発掘等）
5	環境の保全を図る活動（道路等の清掃、不法投棄パトロール等）
6	その他市長が適当と認める活動

薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金交付規則（平成22年薩摩川内市規則第18号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、及び薩摩川内市ゴールド集落活性化条例（平成22年薩摩川内市条例第4号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市ゴールド集落活性化事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の意義は、規則において用いる用語の例による。

(自主活動支援補助金に係る補助対象経費)

第3条 規則第5条の規定により交付する自主活動支援補助金に係る補助対象経費は、条例第2条第1号のゴールド集落（以下「ゴールド集落」という。）及び条例第2条第2号の特例ゴールド集落（以下「特例ゴールド集落」という。）が、地域活性化に取り組むために実施する事業に、直接必要となる経費の総額とする。

- 2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。
- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。
- 5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 6 備品購入費は、ゴールド集落及び特例ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えずに比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費)

第4条 規則第6条の規定により交付する地区コミュニティ協議会活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活動を支援するために直接必要となる経費の総額とする。

- 2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。

- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 飲食代は、1行事につき1人当たり1,000円を上限とする。ただし、アルコール飲料については、対象外とする。
- 5 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 6 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

(市民活動補助金に係る補助対象経費)

第5条 規則第7条の規定により交付する市民活動補助金に係る補助対象経費は、ゴールド集落の活性化や課題解決に向けた公共的な支援活動に直接必要となる経費の総額とする。

- 2 補助対象事業に直接従事する者への賃金は、1時間当たり600円を、1日当たり4,800円を、それぞれ上限とする。ただし、当該賃金が補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の5以内とする。
- 3 参加賞品、景品、記念品やそれらに類するものの補助対象経費に占める割合は、補助対象経費の10分の2以内とする。
- 4 補助対象事業に直接従事する者への旅費は、交通費のみとする。ただし、補助対象事業において、外部講師を招聘したときは、交通費のほか、宿泊に係る費用についても対象とする。
- 5 備品購入費は、ゴールド集落の活性化のために継続して使用する物品で、その性質若しくは形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用できるもの又はその性質が消耗性のものであっても、標本、美術品、陳列品その他これらに類するものとして保管するものの購入に係る費用を対象とする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定については、平成26年度以後において交付する自主活動支援補助金、地区コミュニティ協議会活動補助金及び市民活動補助金に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。